

鳥取縣公報

縣 規 則

鳥取縣規則第十五號

農地調整施設（既墾地關係）補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十二年八月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農地調整（既墾地關係）施設補助金交付規程

第一條 知事は昭和十七年六月農林省令第五十二號農地調整施設補助規則により市町村に交付する補助金はこの規程による。

第二條 知事が適當と認めた市町村が本補助金の交付を受けようとするときは、様式第一號による申請書二通に左に掲げる書類各一通を添付して知事に提出しなければならぬ。

昭和二十二年八月六日

外 水 曜 日

本報ノ大半ハ國定編輯ナリ

一、事業計畫書 様式第二號

二、收支豫算書 様式第三號
知事は前項の書類の外必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第三條 補助金の交付を受けた市町村は翌年度六月十五日迄に事業成績書及び收支決算書を知事に提出しなければならぬ。

第四條 補助金の交付を受けた市町村が前條の規定により知事に提出した書類の記載事項に重要な變更を加へんとするときは豫め知事宛届出なければならぬ。

前項の規定による届出があつたときは知事は必要と認める事業計畫の變更其の他必要な事項を命ずることがある。

第五條 補助金の交付を受けた市町村が補助金の交付を受けて支出した費用を返納するときは事由を附して其

の旨を知事に報告しなければならない。

第六條 補助金の交付を受けた市町村が左の各號の二に該当する場合は、知事は補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- 一、この規定に違反したとき。
- 二、補助金交付の條件に違反したとき。
- 三、支出額が豫算額に比し減少したとき。

附 則

第一條 この規程は公布の日からこれを施行する。

第二條 この規程によつて町村が知事に提出する書類は所轄地方事務所を経由しなければならない。

様式第一號

年 月 日

市 町 村 長 名 印

鳥取縣知事 殿

農地調整施設補助金(既墾地關係)交付申請書

昭和 度 に於て農地調整法及自作農創設特別措置法(既墾地關係)に基く施設中農地委員會施設實施致したゝので相當補助金御交付相成る様同補助金交付規程により關係書類添付申請致します。

様式第二號

事業計畫書

市町村農地委員會、市町村農地委員會

委員手當	一人	何人分
補助員手當	一人	何人分
專任書記	一人	何人分
兼任書記	一人	何人分
旅務費	一回	何回分
何事	費	圓
計	費	圓

様式第三號

收支豫算書

科 目 豫算額 前年度豫算額比較増減 備考

圓 圓 圓

支 出

科 目	豫算額	前年度	縣費	村費	備考
市町村農地委員會補助金	圓	圓	圓	圓	何何

昭和二十二年八月六日印刷
昭和二十二年八月六日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)

發行所 鳥取縣鳥取市東町